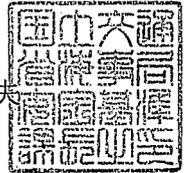




国海安第87号
平成22年8月27日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長
久保田 秀夫



航海用レーダー反射器の経過措置の適用期限に関する
船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、
よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
ついては、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



平成 22 年 8 月
海事局安全基準課

航海用レーダー反射器の経過措置の適用期限に関する
船舶検査心得の一部改正について

航海用レーダー反射器については、航海用具の基準を定める告示及び小型船舶安全規則の船舶検査心得の改正により、レーダー断面積の要件が 0.3 m²以上から 2.5 m²以上に変更されたものの、新基準適合品の供給体制が整うまでの経過措置として、「別途通知する日」までに建造又は建造に着手された船舶には、旧基準のレーダー反射器の備え付けが可能となっている。

今般、新基準に適合したレーダー反射器の供給体制が整ったことから、経過措置の適用期限を平成 22 年 10 月 1 日とすることとし、船舶検査心得を一部改正する。

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (経過措置) 心得附則 (平成 20 年 6 月 27 日)</p> <p>(b) 平成 22 年 10 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の 12.0 (a) の規定にかかわらず、なお従前の例によること ができる。</p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (経過措置) 心得附則 (平成 20 年 6 月 27 日)</p> <p>(b) 別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の 12.0 (a) の規定にかかわらず、なお従前の例によること ができる。</p>	

<参考>

第 2 章 航海用具
第 7 節 航海用レーダー等
<p>(航海用レーダー反射器)</p> <p>12.0 航海用レーダー反射器:Radar Reflector</p> <p>(a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。</p>

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>心得附則 (平成 20 年 6 月 27 日)</p> <p>(経過措置)</p> <p>(b) 平成 22 年 10 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の 84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>心得附則 (平成 20 年 6 月 27 日)</p> <p>(経過措置)</p> <p>(b) 別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の 84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	

<参考>

第 9 章 航海用具
<p>(航海用レーダー反射器)</p> <p>84-3.0(a) 「効果的な航海用レーダー反射器」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にあつてレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないものとし、その設置方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 方法 航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。</p> <p>(2) 位置 航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければならない。</p>

(3) 取り付け高さ

航海用レーザー反射器は、マスト、キャビン頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に装備しなければならない。